

深川消費者協会

消費生活 だより

令和4年度 No.11

2 Feb.
2023



深川消費者協会事務局

(深川市役所 経済・地域振興部
商工労政課 商工労政係 内)

TEL 26—2264

FAX 22—8134

【2月現在 一般会員72人(1月比±0)、
賛助会員50人(1月比±0)】

事業報告・計画

1. 26 木 Thu.		
役員会	市役所	7人
2. 13 月 Mon.		
国民健康保険運営協議会		デ・アイ
2. 16 木 Thu.		
役員会	市役所	
2月		
物価調査		市内
3. 3 金 Fri.		
物価調査会議		デ・アイ
3. 11 土 Sat.		
親子牛乳料理教室		働く婦人の家
3. 16 木 Thu.		
役員会	市役所	
3. 16 木 Thu.		
合同役員会		デ・アイ
4. 3 木 Thu.		
監査・役員会		デ・アイ
4. 13 木 Thu.		
役員会	市役所	
4. 14 金 Fri.		
深川消費者協会定期総会	市役所	

親子牛乳料理教室（3/11）を開催します

～深川ライスロールケーキ・ホワイトデー・デコレーション教室～

延期していた親子牛乳料理教室を3月11日に開催いたします。

ケーキの店 ボーダ（深川市4条3番1号）のパティシエ佐藤^{おずま}自真氏に、生乳100%の生クリームやフルーツでロールケーキをデコレーションするテクニックを教えてください。

ロールケーキは、ボーダ特製の深川産の米粉を使ったもちりふわふわのライスロールケーキです。

また、牛乳由来と植物油由来の生クリームの違いについて等、牛乳や乳製品について佐藤さんから教えていただきます。

「親子」とありますが、おばあちゃん、おじいちゃんとお孫さんとの参加も可能です。若い世代に消費者運動への興味をもっていただけるようになってほしいと願います。



日時 3月11日（土） 10時～12時まで

会場 働く婦人の家 1階 調理室

講師 ケーキの店 ボーダ パティシエ 佐藤^{おずま}自真氏

対象 市民親子6組 小学生以上の子どもと保護者の3人
以内のグループ参加

※大人だけ、子どもだけのグループでは参加できません。

会費 無料

持物 エプロン、三角巾、手拭きタオル ※参加者全員分用意ください。

締切 2月28日（火）までに商工労政課へ電話又はFAXください。



※当日デコレーションするのはロールケーキです

見守り 新鮮情報

- ◆屋根や外壁、水回りなどの**“住宅修理”**
- ◆保険金で住宅修理できると勧誘する**“保険金の申請サポート”**
- ◆“インターネットや電話、電力・ガスの**契約切替”**
- ◆**“スマホのトラブル”** 契約内容や操作を確認
- ◆健康食品や化粧品、医薬品などの**“定期購入”**
- ◆パソコンに警告表示**“サポート詐欺”**

高齢者とそのまわりの方に 気を付けてほしい 消費者トラブル10選

- ◆“架空請求”、**“偽メール・偽SMS”**
- ◆在宅時の突然の**“訪問勧誘、電話勧誘”**
- ◆“不安をあおる、同情や好意につけこむ勧誘”
- ◆偽サイトなどに注意
“インターネット通販”



ひとこと助言

他人事じゃ
ないよ



- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。
- 消費生活センター等へは家族やホームヘルパー、地域包括支援センターなどの職員からでも相談することができます。身近な方がトラブルに気付いた場合には、できるだけ早く相談してください。

本ページイラスト：藤原 正

見守り新鮮情報 第442号（2023年1月31日発行）発行：独立行政法人国民生活センター

☎ 警視庁総合相談センター 電話：**#9110**

🚓 警察の担当者が対応してくれます！

見守り 新鮮情報

SNS 上に通常約 6 千円のシャンプーが
初回 500 円で購入できるとの広告があり、
クレジットカード決済で注文した。再度購入
しようと思い同じ広告を見たところ、注文を
確定する画面の上方に、**細かい文字**で
「**5 回継続購入**」の記載が一部分
だけ見えているのに気付いた。

画面をスクロールしなければ
全体が表示されず、前回は
気が付かなかった。
事業者に**解約したい**と伝えた
が「5 回継続購入の条件は
明記されている」と言われ
断られた。

(当事者：60 歳代 男性)

5 回購入が条件!?



©Murasaki Den

本当にお得? 注文確定の前に 契約内容をしっかり確認

ひとこと助言

しっかり
確認しよう



見守るくん

- ネット通販の注文画面では「初回限定」などとお得感を強調した表示に比べ、購入条件が小さく表示されていたり、気付きにくい場所に表示されていたりして、分かりづらいことがあります。画面の隅々まで見るなど注意が必要です。
- 注文を確定する前に、定期購入が条件になっていないかを確認し、定期購入が条件の場合、継続期間や支払うことになる総額など契約内容もしっかり確認しましょう。
- 特定商取引法が改正され、事業者は最終確認画面で、注文内容を明確に表示しなければならなくなりました。誤認させる表示により消費者が申し込みをした場合は、契約を取り消せる可能性があります。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

本文イラスト：藤原 三

見守り新鮮情報 第425号 (2022年7月5日) 発行 独立行政法人国民生活センター

☎ 困った (T-T) ときは、深川地域消費生活センター 26-2210へ

🕒 午前10時～午後4時 (毎週 月～金 祝日を除く)